

令和9年度介護保険施設整備運営事業者公募要項に関するQ&A

No	回答日	質問		回答
1	R8.7.3	募集要項	応募床数に制限はあるか。(例:数床程度でも良いか)	増床数は下限値などの定めを設けておらず、応募者からの提案によるものとしているため、数床であっても応募可能です。
2	R8.7.3	募集要項	施設内の空きスペースで特養の増築増床を行う場合、用途変更届等の手続きは必要となるか。	用途変更を検討している建物について国・県・市等から補助を受けて整備をしていた場合は、用途変更に伴う財産処分の手続きを国・県・市等へ行う必要がありますので、該当するかどうか確認し、介護保険課へ相談してください。 手続きの流れ:公募→財産処分の手続き→定員変更(老人福祉法及び介護保険法に係る届出)となります。